

## 5. 評価書案に対する主な意見及びそれらについての実施者の見解の概要

評価書案について都民等から提出された意見書の件数は、表 5-1 に示すとおりである。

表5-1 意見書の件数

意見書	件数
都民等からの意見書	1

提出された意見の全文を掲載し、これとともに、意見に対する実施者の見解を以下に示す。

### 5.1 都民等の意見書の見解

#### (1) 環境影響評価の項目に関するもの

項目	1. 大気等
意見の内容	実施者の見解
<p>区の調査結果では、臨海部は区内の他の地域より二酸化窒素濃度が高い傾向が確認されており、工事施工中及び工事完了後の作業機械の稼働や関係車両の通行に伴い排出される大気汚染物質について、環境への影響を適切に評価し、発生抑制に努められたい。</p> <p>大気環境の予測結果を見ると、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の濃度に占める建設機械の寄与率は低いですが、工事用車両からの土砂や粉じんの飛散防止、低公害型の工事用車両の使用、適切なアイドリングストップ等のエコドライブの実施、工事用車両の走行ルートの配慮等、環境保全のための措置の徹底を図られたい。</p>	<p>工事の実施に当たっては、建設機械による寄与率を極力少なくするよう、大気汚染物質の発生抑制に配慮した施工計画を策定し、排出ガス対策型の建設機械の導入、建設機械の不必要なアイドリングの防止等により、二酸化窒素の影響の低減に努める計画としています。</p> <p>また、工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、沿道に住居等が比較的存在しない湾岸道路等を極力利用する計画としています。</p> <p>さらに、土砂や粉じんの飛散防止のため、必要に応じて出入口付近でタイヤ洗浄を実施するほか、低公害型の工事用車両の使用、適切なアイドリングストップ等のエコドライブ実施等に努める計画としています。</p>

項目	2. 騒音・振動
意見の内容	実施者の見解
<p>工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動に関しては、法定速度の遵守やアイドリングストップの徹底など、騒音・振動の発生抑制に努められたい。</p> <p>建設機械の稼働に伴う騒音・振動に関しては基準値を満足しているとはいえ、近隣住民からの苦情等には、窓口を設置するなど真摯に対応されたい。</p>	<p>工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、沿道に住居等が比較的存在しない湾岸道路等を極力利用するほか、規制速度の遵守、アイドリングストップ等のエコドライブ及び定期的な整備点検等により、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動の影響の低減に努める計画としています。</p> <p>また、公衆の見やすい場所に現場事務所等の連絡先を表示し、住民からの問い合わせに対しては、迅速かつ適切な対応を行う計画としています。</p>

項目	3. 交通渋滞	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>工事車両の集中稼働により、計画地周辺での交通渋滞が確認された場合は、工事の一時中止を検討するなど、周辺交通への過大な影響を及ぼすことのないよう取り計らわれない。</p> <p>有明北地区 3-1 街区・住友不動産などの民間開発の建設も踏まえ、より広域の事業者と情報共有を図り、交通渋滞の抑制に努められたい。</p> <p>有明地区においては、有明アリーナ、有明体操競技場、BMX コース、有明テニスの森など各競技施設が整備されるほか、民間による開発も行われている。地域内における各種工事が同時施工されることから、工事車両の集中、歩行者・車両の交通安全及び工事現場周辺の環境保全等について、関係者により設けられた協議の場において、関係者相互に連携、調整を行い、工事を円滑に遂行されたい。</p>	<p>工事用車両の走行ルートについては、交通渋滞による影響を軽減するため、極力、生活道路の利用を回避し、湾岸道路等を利用する計画としています。</p> <p>また、工事の実施に当たっては、工事用車両の集中を避けるため、可能な限り工事工程の平準化に努めるほか、交通整理員の配置等により、周辺交通への影響の低減に努めます。</p> <p>さらに、有明北地区における他の会場等の建設の状況を十分把握した上で、本工事の工事車両運行計画を作成していきます。</p>

項目	4. 交通安全	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>環境影響評価として選択しなかった項目の交通安全について、理由欄には「児童の登下校に配慮する」とあるが、工事用車両走行ルート沿いには保育施設も設置されており、その利用に関しては、児童とは異なる態様（自転車等の送迎、日中の出入り等）となるため、運転者に指導を徹底し、通行者の安全確保に万全を期すこととされたい。</p>	<p>工事用車両の走行ルートについては、極力、生活道路の利用を回避し、湾岸道路等を利用する計画としています。</p> <p>工事用車両の走行に当たっては、工事用車両の集中を避けるため、可能な限り工事工程の平準化に努めるほか、自転車等の巻き込み事故防止のため、交差点右左折時の徐行及び安全確認、歩道進入時の一時停止及び安全確認を行うよう運転者に対する指導を徹底させ、児童及びその保護者、その他歩行者の交通安全を徹底する計画としています。</p>